

平成30年第3回  
河内町議会定例会会議録 第2号

平成30年9月13日 午前10時00分開議

1. 出席議員 12名

1番	篠原佳治君	2番	高橋利彰君
3番	高橋稔君	4番	野澤良治君
5番	小更雅之君	6番	諸岡周示君
7番	雑賀茂君	8番	服部隆君
9番	星野初英君	10番	福智正之君
11番	大野佳美君	12番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
副町長	藤井俊一君
総務課長兼秘書広聴課長	諏訪洋一君
企画財政課長	北澤雅志君
都市整備課長	吉田茂久君
上下水道課長	長峰博美君
経済課長	坂本紀幸君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	寺崎光則君
町民課長	林博行君
福祉課長	香取秀一君
出納室長	石山由美子君
子育て支援課長	仲代直人君
税務課長	石山和雄君

1. 出席事務局職員

議会議務局長 小島孝裕

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 2 号

平成30年9月13日（木曜日）

午前10時00分開議

#### 議事日程

- 日程1. 議員派遣の件
- 日程2. 一般質問
- 日程3. 議案第1号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程4. 議案第2号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程5. 議案第3号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程6. 議案第4号 平成30年度河内町一般会計補正予算（第3号）
- 日程7. 議案第5号 平成30年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程8. 議案第6号 平成30年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程9. 議案第7号 平成30年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程10. 議案第8号 平成30年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程11. 議案第9号 河内町教育委員会委員の任命について
- 日程12. 認定第1号
  - （1）平成29年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定
  - （2）平成29年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
  - （3）平成29年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
  - （4）平成29年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
  - （5）平成29年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
  - （6）平成29年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定認定第2号  
平成29年度河内町水道事業会計決算の認定
- 日程13. 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について
- 日程14. 委員会提出議案第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について
- 日程15. 人権擁護委員の推薦について
- 日程16. 閉会中の所管事務調査の件

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程 1. 議員派遣の件
- 日程 2. 一般質問
- 日程 3. 議案第 1 号
- 日程 4. 議案第 2 号
- 日程 5. 議案第 3 号
- 日程 6. 議案第 4 号
- 日程 7. 議案第 5 号
- 日程 8. 議案第 6 号
- 日程 9. 議案第 7 号
- 日程10. 議案第 8 号
- 日程11. 議案第 9 号
- 日程12. 認定第 1 号  
認定第 2 号
- 日程13. 請願第 1 号
- 日程14. 委員会提出議案第 1 号
- 日程15. 人権擁護委員の推薦について
- 日程16. 閉会中の所管事務調査の件

---

午前 10 時 00 分開議

○議長（野澤良治君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

---

○議長（野澤良治君） 日程 1、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第129条第 1 項により、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、そのように決定しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程 2、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により、質問を許します。

1、定住促進について、ふるさと納税については、星野初英君からの質問です。

2、保険事業について、かわち直販センターについては、諸岡周示君からの質問です。

3、防災対策については、篠原佳治君からの質問です。

4、航空機騒音測定器設置の対策について、飛行コース離脱地域の環境対策については、高橋利彰君からの質問です。

初めに、星野初英君、登壇願います。

〔9番星野初英君登壇〕

○9番（星野初英君） 皆様おはようございます。9番、星野初英でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

我が国が直面している最大の課題は、2010年を境に本格的な人口減少社会に入ったこととあります。現在の人口は1億2,700万人で、50年後には約8,800万人になるとの推計もございます。そして、一番大きな問題は、人口減少の速度以上に高齢化のスピードが速いこととあります。現在の高齢化は26.6%ですが、50年後には38.4%になると言われております。

一方で、長寿命化も進み、今、日本に100歳以上の高齢者は7万人ですが、50年後には70万人になるとも言われており、高齢化と長寿命化が同時に進む中、持続可能な社会をどう構築していくかが政治に課せられた課題であります。

我が町におきましても、人口減少問題は避けられない課題であります。平成7年、1万1,720人を近年ピークとして減少を続けており、平成30年6月には9,067人を割り込み、今後もさらなる減少が予測されております。

また、65歳以上の割合をあらわす高齢化率は36.4%と、全国平均の26.7%、茨城県平均の26.5%のいずれも大きく上回っております。

さらに、平成22年からの30年間で、20歳から39歳の女性人口の減少率は66.1%で、県内ワースト3位になり、まさに消滅可能性が高い危機的状況であるといえます。この人口減少社会を武器と捉え、潜在力を引き出し、持続可能な社会が構築されることを願ってやみません。

今回は、大きく分けて2項目の質問をいたします。

初めに、定住促進についての質問ですが、空き家対策も含め、平成26年第3回定例会でも取り上げさせていただきましたが、継続してお伺いさせていただきます。

数年、我が町にとって最重要課題に位置づけられている若者の移住定住に関して、これまでどのような取り組みをされてきたのでしょうか、お伺いいたします。

また、空き家対策についての質問は、3回目になると思いますが、空き家バンクも含め、進捗状況をお聞かせください。

今後、詳細については、自席にて質問いたします。

担当課長、町長の前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 答弁をお願いします。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 星野議員のご質問にお答えさせていただきます。

私からは、定住促進及び空き家バンクについてご説明申し上げます。

本町の定住促進ということですが、若者の移住定住対策ということにつきましては、平成29年3月に議会承認をいただき策定いたしました第5次河内町総合計画の中で、里帰り転入の増加に向けた制度等の導入を重要推進項目の一つとして掲げているところであります。その理由といたしましては、アンケート調査の結果から、これまでの転入者の多くが、本町出身者である方が、結婚や出産を機に、親に孫の面倒を見てもらうためや、子供の小学校入学を転入のきっかけに河内町に戻ってきていることを踏まえたものであります。

これまでに若者世帯の定住促進に向けた取り組みとして、ハード事業としては、子育て世代を対象とした町営住宅の建設や、ソフト事業として、第2子以上への子育て支援制度である次世代育成支援金制度、中学生及び妊産婦の通院時の医療費の自己負担の無償化などを制度化し、取り組んでいるところであります。

これらの制度につきましては、所得制限などにより該当しない世帯もありますが、若者世帯の定住化へ向けた施策として一定の効果は得ているものと考えております。

また、多くはありませんが、町内にある賃貸住宅、こちらはアパートに限るものでありますが、不動産業者等の承諾が得られた物件について、町ホームページに掲載し、情報提供をしているところでございます。

続きまして、空き家対策の一つとして、空き家バンクについてご説明申し上げます。

空き家対策の一つとして、空き家の有効活用を通し、定住化促進につなげていく施策として、空き家バンクの活用が全国の市町村で注目されております。この空き家バンクの制度ではありますが、空き家の賃貸もしくは売却を希望する方から物件の情報を町が収集及び登録し、それらの利用を希望する方に紹介する制度であり、有効に活用できる物件であれば、所有者にとって活用の間口が広がるものとなり、利用を希望する方にとっては、通常の不動産業者の紹介以外での物件の事例がふえることで、里帰り転入者だけでなく、Iターン希望者の転入促進も視野に入れることも可能と考えております。これらの施策につきまして、現在調整をしているところでございます。

以上であります。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 私のほうからは、空き家対策について、星野議員のご質問にお答えさせていただきます。

都市整備課で考えます空き家対策につきましては、廃墟化や管理不足による雑草の繁殖など近隣に悪影響のある土地の所有者、管理者に、防災、防火、衛生、景観、生活環境等の観点から指導を行い、悪化を防ぐことを主な目的としております。

以前よりご質問をいただいております空き家対策の進捗状況ですが、区長や水道の閉栓情報により空き家台帳を作成いたしました。調査対象は約250件、民地に立ち入らず目視にて、外観調査票の記入と外観写真撮影を行い、空き家の状態を5段階にランクづけをした結果、当町の空き家数は現段階で65件、そのうち、今後、利活用が見込まれるものは数件です。現在も国の空き家対策特別措置法に従い、苦情があった空き家に対し指導を行っております。今後、河内町空き家等対策計画の作成及び実施に関する協議を行うための協議会を組織し、空き家及び空き地の活用促進も踏まえ、河内町空き家対策計画を策定いたします。

以上です。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 北澤課長、吉田課長、ありがとうございます。

10日の日にも、空き家になっている家の大きな木が道路に出ていて、トラックにぶつかるため、その木を避けて反対側の家のブロック塀にぶつけてしまったというお話をお聞きしました。持ち主の方と連絡がとれず、木の枝を勝手に切ることもできず困っていました。このような例が今後も出てきたときのためにも、また、環境衛生上、防災、防犯、周辺住民の生活に支障を来す恐れのある場合も暫定的に行政が対処できるように、1日も早く空き家対策計画の策定をお願いいたします。

我が町には、定住促進対策になっている町営住宅、子育て支援住宅もございますが、補助金を使っての建築であることから、低所得の方が対象になっていると思います。このような条件に合わない若者たちにも、河内町に住みたいと言ってもらえるような施策を考えなければ、流出をとめられないと考えます。多くの町民の方から、手厚い子育て支援を行い、手塩にかけて町ぐるみで育てた子供たちがみんな出ていってしまう等、寂しさを感じさせる声や、町で生まれ育った子供たちに社会人になっても河内町に住んでもらいたい、ここで結婚をして、家族をつくってほしいなど、若者に残ってほしいという願いの声が聞こえます。アパートも、若者はどちらかというと新築を選びます。現在の状況のままでは、ますます若者が町から流出してしまうと思います。親のそばに住みたいと思っても、住む家が見つからない。アパートもほとんどないに近い状況です。

そこで、家を建てるときの金融機関と町が提携して、低金利ローンにする親元近居助成ローンや、空き家を買った場合、リフォームする補助金を出すとか、全国的に今、自治体が真剣に取り組んでいるところがあります。

例えば、島根県津和野町では、町で建築した新築住宅に25年住み続ければ、入居者に無償で譲渡する、つわの暮らしの推進住宅の取り組みを子育て世帯の移住促進が目的で始め

ました。平成17年度から平成22年の人口減少が、離島を除いて県下ワーストワンで、生産年齢15歳から64歳の人口減少、出生率の低下など、若者がいないという問題を抱えていました。この移住促進を始めたきっかけは、以前は県内で人口減少のワーストワンだった美郷町が、自治体の建設住宅に定住してもらう取り組みを近年取り入れて、成果が出たのを知って始めたそうです。住宅以外にも、UターンIターンの奨励金の給付、町から無料の職業の紹介のほか、地域になじんでいただくために生活相談をさせていただく体制、来てくださる方々が、今後、地域を支えてくれる存在になるように、地域にとって新しい風、地域を刺激してくれる存在になってくれたらと願っているそうです。

この取り組みを今年度から5年間、全25戸の受け入れを行って、今回の募集は5戸で、問い合わせは全国から35件ほど、その中で、実際の申し込みは17件あったそうです。そのうち、関東、関西の応募が3件、県内から14件だそうです。今回は、現在住んでいる方で転出を食いとめるという目的もあったので、借家に住んでいる方や、今後定住したい方であれば、町内での応募も受けているそうです。

このように、とにかく魅力的な施策を思い切って取り入れなければ、河内町に住む若者はいなくなると思います。空き家バンクも検討をしながら、再度取り組んでいただきたいと思います。今後の考えをお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 先ほど星野議員からお話がありました先駆的な取り組みをされている市町村もふえてきているところでございます。

本町におきましては、現時点において、空き家バンクを活用し、定住促進に向けた取り組みにつきましては、条例、規則等の具体的な制度としての運用はない状態であります。平成30年4月の県内市町村の状況ですが、空き家バンクを設置している市町村は22団体、これまでの登録総数は638件であり、そのうち296件が仲介業者等を通して成約され、活用されているようです。成約率は約46%となっており、物件の管理状況や立地条件のよい物件については、早期に契約が成立しているようです。

空き家バンクを設置する市町村では、登録物件の契約成立を条件とした補助事業を備えていることが多く、内容としては、当該物件のリフォーム費用や、転入を伴う方には、引っ越し費用等の一部助成などが見受けられます。これら先行する市町村の実例をもとに、事業の実施に伴う効果検証を行い、導入に当たりましては、本町の実情に合った制度の構築を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 北澤課長、ありがとうございます。

すばらしい取り組みを取り入れたとしても、利用する方がいなければ何もならないので、答弁のように、河内町にとって若者が一番利用しやすい制度をぜひ考えていただきたいと思います。

思います。

これも一例ですが、群馬県の吉賀町では、町外から移住者増加や町外への人口流出を抑制することにより定住人口の拡大を図るため、40歳未満の若者への住宅購入や賃貸住宅に対して、補助金を50万、中古住宅、空き家を購入して建てかえる場合も補助金対象に、また、18歳未満の子供がいる場合は、1人5万円加算、町内の建築業者により新築した場合は、10万円加算の補助金を出しているようです。ほかにもたくさん自治体で工夫をして、若者をつなぎとめているところがあります。取り組みの例を紹介させていただきましたが、我が町の将来を見据えて、いろいろな自治体の事例を学び、よい方法を検討しながら、ぜひとも若者が河内町に定住できるような施策を取り入れて、人口減少に歯どめをかけられるようにしてほしいと願います。

ここで、常に前向きに、よいことは取り入れてくださる発想豊かな町長の頭の中に、今後、このようにしたいというものがございましたらお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、星野議員のお話を伺っております、これは、やはり対策のための委員会というんですか、有識者も含めて、そういうものがあって、いろいろ意見をいただきながら進めていったほうがいいのかと今、思いました。ですから、きょうの星野議員のお話がきっかけにはなりますけれども、この定住促進というか、若者がどうしても河内町に住んでもらえるかという、恐らくこれは単純なことではなくて、いろいろなものがかみ合わなければ、そういう方向に行かないと思いますので、できれば、議員の皆さんの中からも参加していただくようにして、そういう検討するような委員会、協議会を立ち上げたほうが、より総合的に考えられるのかなと感じましたので、そういう方向で進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 雑賀町長、前向きな答弁ありがとうございます。

続きまして、ふるさと納税についてお伺いたします。

8月11日の茨城新聞に、茨城県のふるさと納税のランキングが載っておりました。すばらしいことに、河内町が県内で7番目でした。町長初め職員の努力が結果にあらわれたことと評価いたします。

そこで、納税金額、返礼品も含め、これまでの取り組みについてお聞かせください。

また、ふるさと納税の活用について、今後の課題や具体的な取り組み内容についてもお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 星野議員のご質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税のこれまでの取り組みについてですが、平成20年、自治体間の税収格差是



正を目的に、故郷や応援したい自治体に寄附をすることで、一定額を差し引いた額が税控除される制度として創設されました。これがふるさと納税の最初の段階でございます。

当町におきましても、同年、ふるさとである河内町を応援しようとする方々から広く寄附を募り、個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的に、河内町ふるさと寄附条例を制定し、その運用に努めているところでございます。

これまでのふるさと納税、寄附をいただきました状況でございますが、初年度、平成20年度は20万900円、寄附申し込み総数は24件、平成21年度は1万5,000円、寄附申し込み者数は3件、平成22年度、104万円、申し込み者数8件。その後、平成26年度までは、寄附額、申し込み総数ともに大きな伸びがない状況でございましたが、ふるさと納税制度が各メディアで取り上げられたことや、民間企業の業務への参入などにより関心が高まったことを受けまして、平成27年度は666万8,000円、申し込み件数が556件、平成28年度につきましては、5,432万6,000円、申し込み件数は4,821件と大幅な伸びとなりました。

本町におきましても、平成28年度の途中から、年度途中からですが、インターネットを通しての寄附申し込みや、お礼の品の紹介を開始したこともありまして、平成29年度は寄附額2億5,305万6,571円、申し込み者数2万3,169件と、対前年度比5倍程度の寄附額となっております。

また、お礼の品の状況につきましては、現在、約40種類の品をそろえておりますが、申し込み件数のうち、約9割が河内町産コシヒカリでございます。次いで、お肉、納豆、その他の割合となっております。

ふるさと納税の活用についてご説明申し上げます。

ふるさと納税によりお受けいたしました寄附金につきましては、当年度分は、ふるさと寄附基金へ全額積み立てております。そして、翌年度に寄附者が寄附をする際に、条例に定められた五つの寄附申し込み区分、いわゆる寄附金の使い道、こちらにより選択された寄附額ごとに、それぞれの関連する事業の財源として活用させていただいております。

寄附の申し込み区分でございますが、少子高齢化対策に関する事業、青少年の健全育成及び教育環境整備に関する事業、特産品の育成及び地域産業の振興に関する事業、ふるさとの自然環境保全に関する事業、その他町長が必要と認める事業の五つとなっており、平成28年度までの寄附金につきましては、これらの関連事業の財源として活用させていただいた状況でございます。

昨年度の寄附金につきましても、これら関連する事業の財源に充当していく予定であります。継続性のある事業や、将来的な計画が見込まれる事業の財源として、それぞれの寄附の目的に応じた基金への積み立ても検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 丁寧な説明、答弁ありがとうございます。

新たな町の財源確保や町のPRにつながるふるさと納税の利用者を大切に、さらなる推進の取り組みを期待いたします。ふるさと納税専門の部署がない中での対応は大変だと思いますが、その努力に感謝いたします。ふるさと納税が、条例に基づき活用されていることもわかりました。

私は、かわち丸のお酒を東京初め町外の方にあげました。皆様とても喜んでくれて、さっぱりしていて飲みやすくおいしいとの感想でした。その中で、かわち丸を贈答品として、ちょうど手ごろなので利用したいと思う方もいらっしゃいました。その方が、箱とか包装紙はないのですかと聞いている方もいました。そこで、贈答品として使えるようにする予定はございますか。お伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

町特産品として製造いたしました純米吟醸かわち丸、こちらにつきましては、本年5月に完成披露会が行われ、今年度2,000本を製造し、町社会福祉協議会で販売を始めているところでございます。星野議員のお話のように、すっきりとした滑らかな味わいは大変好評で、本年度に製造されたものも残り少なくなっているようでございます。製造数量や販売実績など、担当部署のほうと調整の上、ふるさと納税の返礼品または贈答品などとして、今後活用していきたいと考えているところでございます。

お話にありました贈答品としてのお使いいただく際の化粧箱のほうでございますが、販売しております社会福祉協議会に確認したところ、希望される方には、別途箱代をいただいた上での販売とはなりますが、対応可能とのことであります。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） ありがとうございます。

箱代がかかりますが、対応してくださるということをお伝えいたします。

今後、一升瓶のほうも、私は贈答したのですけれども、利用者が多いようでしたら、採算が合えば、急ぎませんが対応していただくことも考えていただきたいと思います。

町では、直販センターが使えるようになれば、例えば、直販センターと協力して、境町や他市町村のように、販売と営業、ふるさと納税と連動させられれば、商品展開や価格設定も自由にできるようになるし、商品開発もできるものではないかと考えます。直販センターと協力してできるようになると、相乗効果は期待できるのではないかとと思います。

最近になって、総務省の高額返礼品、法規制があるようですが、工夫をして、職員が協力し合ってよろしく願いいたします。直販センターの件は係争中なので、答弁は求めません。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（野澤良治君） 次に、諸岡周示君、登壇願います。

〔6番諸岡周示君登壇〕

○6番（諸岡周示君） 皆さんおはようございます。6番、諸岡周示です。

黄金色に染めた稲穂も順調に収穫が進んでおり、生産者の皆さんにとっては気になる米価のほうも、昨年と同様並みに近い値段で買い取られているというようなことを聞いております。できれば、もう少し収量のほうも、より多く、そして高値の価格であれば非常にうれしく思う一人でもあります。

通告によりまして、今回の質問は、一つ目に保険事業について、特定検診やがん検診など、健康思考、そして増進について、受診率やその取り組み、また前期高齢者や後期高齢者などの検診率、そして人間ドックの補助金について質問をいたします。

第2に、先ほど星野議員も少し話にありましたけれども、かわち直販センターについて、1年が過ぎ、資本の低下が新聞等によりますと、最高裁まで上告と掲載がありました。また、新かわち直販センターが、町の小さな拠点ネットワークステーションとなる今後の計画について、何回も継続して質問をしますが、今回も質問させていただきます。

詳しいことは自席にていたしますので、担当課長、雑賀町長には、明確な答弁をお願いします。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） まず初めに、保険事業について質問をいたします。

まず、特定健診、がん検診など受診率について、過去3年程度でありますけれども、取り組みを含めた実績など、そして、その効果などを担当課長に答弁をお願いします。

○議長（野澤良治君） 林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 諸岡議員の質問にお答えします。

最初に、河内町の特定健診の受診率について、過去3年間の推移を説明させていただきます。

平成27年度、32.4%、平成28年度、37.6%、速報値であります。平成29年度、38.3%になっておりまして、3年間で1.2倍の伸びでございます。平成27年度から平成28年度の伸び率は、県内2番目の5%の伸びで推移しております。

健康診査後の特定保健指導が必要になった対象者に対しまして、保健指導を利用した方は、平成29年度に動機づけ支援52.4%、積極的支援60.5%の実績となっております。

次に、がん検診につきましては、職場検診や人間ドックを含んでいない受診率を申し上げます。

肺がん検診、平成27年度、25.8%、平成28年度、25.8%、平成29年度、23.9%。

胃がん検診、平成27年度、8.3%、平成28年度、8.2%、平成29年度、6%。

大腸がん検診、平成27年度、17.6%、平成28年度、16.7%、平成29年度、13.6%。

乳がん検診、平成27年度、25%、平成28年度、16.5%、平成29年度、17.7%。

子宮がん検診、平成27年度、14.6%、平成28年度、13.9%、平成29年度、14.7%です。

肺、胃、大腸がん検診は40歳以上、乳がん検診は30歳以上、子宮がん検診につきましては、20歳以上を対象として受診率を出しております。

次に、健康志向を高める取り組みにつきましては、各戸に配付してあります河内町健康ガイドブックや広報かわちに、毎月、保健センターだより、食育だよりを掲載して情報をお知らせしております。

特定健診は、40歳以上が対象でございますが、平成30年度からは、39歳以下の健診につきましても、同じ自己負担額で検査項目を拡大し、特定健診と同じ検査内容といたしました。

また、平成29年度の健康診査結果で、メタボリックシンドロームの割合が県内1位だったことを踏まえまして、集団検診広報の際に、その内容を含めて防災無線でお知らせをして、受診の勧奨をまいりました。

特定健診は、メタボリックシンドロームの視点から健康診査を行い、腹囲、ウエストが男性で85センチ、女性で90センチ以上の方で、血糖値、中性脂肪、血圧の値が基準値以上1個の場合、動機づけ支援、2個以上で積極的支援により、適切な運動や食事療法などの特定保健指導を行うことで、糖尿病や心臓病、血管の病気などを減らすことを目指して取り組んでおります。

以上です。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 少し質問が失敗したなど。メタボリックシンドロームのことを言われると、非常に私も頭が痛いところですがけれども、私も毎日、朝夕散歩して、町の取り組みと同じように、少しずつでありますけれども、効果が上がっているのかなと思います。

次に、8月の末に、特定健診、特定保健指導などの目標設定が国保の運営協議会で示されましたけれども、最終年度に、平成35年度には60%に設定をいたしました。この目標とした根拠とその計画について、どのようなことをするのか、これも担当課長のほうに答弁を求めたいと思います。

○議長（野澤良治君） 林町民課長。

○町民課長（林 博行君） お答えします。

特定健診、特定保健指導の受診率の目標につきましては、平成30年度より始まった第2期保険事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画を作成するに当たり、国の厚生労働省より、最終年度には受診率を60%とするように指導があり、5年後には60%を達成できるよう計画いたしました。

データヘルス計画達成に向けまして、対象者個人全員に通知をし、未受診者には、再通知、再々通知を送っております。昨年度より、前年度受診した方に受診勧奨の電話連絡をしており、今後は、受診経験者等による電話連絡を拡大して、受診勧奨に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 非常によい取り組みだと思っております。少し質問とは離れますけれども、このようなこともほかの担当課においても見習って、話は違いますが、加入率アップに取り組んでいただければと思います。

次に、後期高齢者広域連合議会が先月ありました。その中の私は議員として、後期高齢者の検診受診率が、河内町は県内で最低の1割も切る9%ですが、これも過去3年間の受診率や、そしてその取り組み、受診率アップを今後どのように進めていくのか、担当課長に答弁を求めたいと思います。

○議長（野澤良治君） 林町民課長。

○町民課長（林 博行君） お答えします。

後期高齢者の健康診査につきましては、平成27年度、10.12%、平成28年度、10.53%、平成29年度、9.96%です。受診者は、それぞれ158人、164人、159人となっており、人数、受診率とも低いままの横ばいでございます。

取り組みにつきましては、平成30年度より基本健診は無料で、オプション検査を含めましても、特定健診の自己負担額と同じ1,200円で受診できるようにいたしました。

また、本年度5月には、75歳から79歳までの対象者全員に個別通知をして、受診率の向上に努めております。

今後は、対象者を拡大して通知を発送し、意識の高揚を図りたいと思います。

以上です。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） なるべく対象者に通知を漏れないように、高揚を図ってもらいたいと思います。

次に、人間ドックの補助金について質問をいたします。

これも後期高齢者のことですが、国からの補助金が今後なくなるという話を聞いております。ことしも少し減額がされていると思うのですが、今後、補助金をどのようにしていくのか、また検討なされているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 林町民課長。

○町民課長（林 博行君） それでは、お答えいたします。

人間ドックの助成につきましては、満35歳以上で国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が完納されている方で、特定健診、医療機関健診を年度内に受けていない方を対象に、1人当たり2万3,000円を助成しております。

年度の経過は、予算で平成27年度、国保70人、後期10人の合計80人、平成28年度、国保100人、後期20人、合計で120人、平成29年度、国保120人、後期30人、計150人、平成30年度、国保120人、後期50人の合計170人分で、4年間で約2倍の予算を計上しております。

実績では、平成27年度、国保69人、後期19人で、79人、平成28年度、国保94人、後期20人、合計114人、平成29年度、国保99人、後期29人、合計128人と順調に伸びている状況で、社会保険のときより人間ドックを受診していた方が、国保に移行し、またそれが後期に移行していると思われております。

後期高齢者に関しまして、国より特別対策補助金が交付されておりますが、本年度以降、段階的に減額されて、平成33年度に完全廃止することが決定されている状況であります。町としましては、財政当局と協議をしまして、現在と同じ1人当たり2万3,000円の補助金を維持できるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） どうもありがとうございました。

私も、今後とも運動しながら、健康増進になるべく腹を減らすようにしたいと思いますので、町の当局におかれましても、今後とも努力をお願いしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、かわち直販センターについて質問をいたします。

株式会社ふるさとかわちですが、高等裁判所の判決で町の主張が認められました。8月下旬に、先ほど言いましたように最高裁に上告されたと、新聞も見ました。司法の経過等、できる範囲内でいいので、簡単明瞭で答弁できる範囲内で、担当課長のほうお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 諸岡議員のご質問にお答えいたします。

かわち直販センターの建物の明け渡し訴訟に係る経過についてご説明いたします。

町は、これまで株式会社ふるさとかわちが、平成28年8月末日に指定管理期間を満了した後も当該施設から退去せず、不法な占有を続けていることに対して、所有権に基づく建物の明け渡しを求めてまいりました。

この結果、平成30年2月5日、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部における第1審判決では、町の主張が認められ、株式会社ふるさとかわちは、町に対する建物の明け渡しと、占有権原のなくなったときから建物を明け渡すまでの使用料相当損害金の支払い及び訴訟費用の負担を求める判決がありました。

しかし、この判決を不服とした株式会社ふるさとかわちは、同年2月15日、東京高等裁判所へ不服申し立てを控訴しましたが、同年8月8日、同裁判所におきましても、第1審の判決内容を維持し、これまでどおり町の請求を認めて控訴を棄却する判決がありました。

しかしながら、なおも株式会社ふるさとかわちは、この東京高等裁判所の判決をも不服として、先月の8月21日付で最高裁判所へ上告状を提出したことを確認しております。

町としては、このような状況を踏まえ、顧問弁護士とも相談し検討の結果、第1審及び2審ともに認められた建物の明け渡しまでの使用料相当損害金の請求債権のうち、500万

円の部分について、東京高等裁判所へ債権の保全手続を求めたところ、町の申し立てが認められ、8月30日付で仮差押の決定がありました。

これまで指定管理期間の満了後、いわゆる施設を使用できる期間の期限から2年を超える長期にわたり、町の施設としての利活用ができない状況が続いており、町民の皆様や利用出荷登録希望者の方々には、大変なご迷惑をおかけしております。引き続き町では、これまでの主張が同じく認められるよう、裁判所に対し求めていくとともに、1日も早い混乱の収束に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。

引き続き、町のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問をいたします。

これは、仮定の話ですけれども、新かわち直販センターが町の小さな拠点ネットワークかつステーションとなる今後の計画、そして運営方法について、幾度なく質問をしましたがけれども、どのように進めていくのか、そして、リニューアル改修もすれば、財源はどこから持ってくるのか、タイムスケジュールなどはできているのか、経済課長と企画財政課長、2人に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 初めに、経済課より、今後のかわち直販センターのリニューアル計画及び運営方法等についてお答えいたします。

当施設のリニューアル計画につきましては、町が直営で管理運営する方針をとった際に、利用出荷登録希望者の方々に対して、スケジュール計画や施設改修の考え方などの計画案を説明会にてお示ししておりますので、そのときの考え方を基本として、さらに検討を加えながら、今後の計画にも生かしていきたいと考えております。

その説明会での計画案では、町の総合計画のテーマにもありますとおり、長竿亭や米ゲル工場などの小さな拠点をつなぐ中核施設としての機能を持たせながら、地域コミュニティの交流拠点や6次化商品のアンテナショップ化。さらに、成田空港にも近く、茨城県の玄関口ともなる場所に位置していることから、NAAの情報発信機能を持たせた訪日観光客の立ち寄りスポットとなるような施設とすることなどの構想をご説明をいたしました。

施設の改修イメージとしては、女性や子供に優しく使いやすいトイレへの改修や、地域コミュニティの活用を見据えた外部へのテラス席、購買を促す商品の陳列棚づくりなどに加え、販売コンセプトの一つとしては、出荷される方の顔が見えるようなポップ広告でのディスプレイとあわせ、丹精込めてつくられた野菜などを自慢の一品として出荷できるよう特設コーナーを設置し、そこでは誰もが自由にいつでも出荷でき、町内の方であれば、登録料は無料で出荷できるようにすることも検討しております。

また、運営方法につきましても、出荷者で組織する協議会の設立とあわせ、よりよい運営方法を出荷者の方々のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

このように、施設のリニューアル計画のイメージや構想につきましては、既に説明会でお示ししたところですが、ハード面での具体的な施設の改修計画につきましては、当施設は、建設後20年近くが経過しており、老朽化と経年劣化などが見受けられるため、まずは施設の現状把握と点検を行い、どの程度の改修が必要かなどの検討をした上で、さまざまなリニューアルに係る改修費用の検討を行ってまいります。これらに必要な改修費用等や販売管理を行うシステムの導入などの予算化につきましては、今後の裁判の推移を見きわめながら、事業着手の時期について検討してまいりたいと考えております。

経済課からは以上でございます。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 諸岡議員の質問についてお答えいたします。

かわち直販センターの今後の事業計画につきましては、坂本課長から説明がりましたが、私からは、それらかわち直販センターの改修費に係る予算措置に関してご説明させていただきます。

直販センターの改修費等につきましては、3月の定例議会におきましてもご説明させていただきましたが、平成28年度に、国が進める地方創生推進交付金の対象事業として交付決定を受けたところでありましたが、その後、当該施設に関しては、係争事案となり、事業は着手することができなくなったこともあり、交付金の申請を取り下げたところでございます。

このようなこともあり、直販センターの改修費につきましては、係争審議中の案件については、交付金等の申請もできないことから、現時点では予算計上していない状況でございますが、係争が解決し、今年度中の予算措置が必要となる場合には、関連する予算と合わせて補正等により迅速に対応することを検討しております。予算計上に伴う財源措置ということにつきましては、交付金に係る申請は、既に申請期限が過ぎていることから、今年度分の事業着手につきましては、町単独予算での計上となる見込みでございます。事業計画の中で、着手が来年度以降となるものにつきましては、再度担当課と申請内容を精査し、関連する交付金等の申請が可能なものにつきましては、県の担当課と協議することも検討してございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 最後に質問しますけれども、これは雑賀町長に最後に質問します。

先ほど担当課長2人ともいろいろ話をさせていただいた中で、私は、判決はいつ出るかわからないという話ですけれども、相当長くはないという話も聞く中で、その準備をもう少し詳細に進めていってはどうかと考えます。また、その準備も専門家を交えた、仮称で



すけれども、準備委員会なども早急に立ち上げて、リニューアルのどういうふうにするのか、あとは運営方法についても、先ほども担当課長からありましたけれども、もう少し詳細な準備、検討を重ねてはどうかと思うのですが、雑賀町長、答弁をお願いします。それで答弁をいただいて、私は質問を終わりたいと思います。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 基本的には、今、担当課長の方から答弁があったようなことなのですが、今係争中ということでもありますから、そのあたりを十分に考慮した中でしっかり検討をしていかなければならないというふうに考えています。

よろしいでしょうか。

○6番（諸岡周示君） もう少し詳細に。

○町長（雑賀正光君） それは、内部でしっかり検討していくということがいいかと思えます。

よろしいでしょうか。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 町長、町職員もいいのですけれども、やはり外部からも少し意見を交えて進めたらどうかというようなことなのですけれども。その辺、言える範囲でお願いします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） そのあたりも踏まえて、係争中ということ念頭におきながら、できる限り柔軟に対応できるようにしてまいります。

○議長（野澤良治君） ここで暫時休憩いたします。

10分間の休憩といたします。退席を許します。

午前10時57分休憩

---

午前11時08分開議

○議長（野澤良治君） 再開いたします。

次に、篠原佳治君、登壇願います。

〔1番篠原佳治君登壇〕

○1番（篠原佳治君） 皆さんこんにちは。1番、篠原佳治でございます。

今期3番目の一般質問です。ことしは猛暑日が多かったせいか、お盆前から稲刈りが始まり、9月半ばにして、いつもの年よりも田んぼの景色が早く変わっているように感じます。

さて、相次ぐ台風と北海道胆振地方を震源とした地震は、各地に多くの犠牲と多大な被害をもたらし、被害に遭われた皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

7年前の3.11、3年前の熊本地震、そして、今回の北海道胆振地方の地震と、震度7以上の大地震が頻繁に起こっております。東京直下型地震が起こったときのシミュレーションが先日報道されておりました。よそでの出来事と素通りすることはできません。身近には、2年前の常総市での洪水があり、大自然の前で人は何ができるのか、人はどれだけちっぽけで無力か、荒ぶる自然の猛威に翻弄され続けております。住民一人一人が突然起こった災害のとき、まず何をなすべきかを常に描いて行動しなければなりません。災害は、忘れたころにやってくると言いますが、次々と起こる災害に、お互いを助け合う気持ちを持って、正面向いて対応していくことに心がけ、いざという時のために備えておかなければならないと思います。以上のことを踏まえた上で、今回は、防災対策に絞って質問させていただきます。

1点目、広域避難場所について、近隣市町と協定を結ぶ必要と考えるが、協議の問題。

2点目、水災害時、住民への周知の時期、あわせて、ハザードマップを見直し、公表について。

3点目、水害時の対策として、町に初期的に救出できる船を置くべきではないかの3点にわたり質問させていただきますが、詳細は自席にて質問いたしますので、町長、担当課長、建設的な答弁を期待しております。よろしく申し上げます。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） 1点目、広域避難場所について質問させていただきます。

ここ数年の日本における台風、その他地震など、天災の被害状況を見ると想定外の災害が起こっております。ことしは、私どもが生活している地域では幸いにも免れておりますが、台風など災害は西日本に集中し、そのたびに胸を痛めます。ただただお見舞いを申し上げる次第であります。

また、最近では、冒頭申し上げましたとおり、北海道胆振地方に震度7の地震が起こり、41名ものとうとい命が失われ、重ねてご冥福をお祈りいたします。

最近の異常気象ともとれる状況は、地球温暖化などによるものであるとも言われておりますが、これまで天変地異がいつ起こってもおかしくないと言われ続けてきましたが、ここ数年の状況を見ても、もう既に起こっているのではと私は感じます。つい先日の西日本をたび重ねて襲った台風でも、記録的豪雨であるとか、観測史上で史上初であるとか、そういうことを何度も聞かされております。

河内町は、これまで大きな災害に遭ったことのない人が大半と思う中で、恐怖をあおるわけでありませんが、最善の備えはしておくべきと考えております。災害は頻繁に起きると、そういうふうには最近感じております。起きて、被害は最小限に抑える必要はあります。どんな災害が起ころうとも、自分の命は自分で守らなければなりません。それは大前提ではありますが、公助の言葉を使う立場として最低限の安全は確保しなければならないとそう思います。

そこで、以前から提案しております広域避難場所について、近隣の高台を持つ市町との協定を結ぶといった話し合い、計画はどう進んでいるのか、また結果としてどういう形を望んでいるのか、また考えているのか、町長、総務課長のご意見をお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 篠原議員のご質問にお答えいたします。

近年は、平成27年9月の関東東北豪雨や、ことし7月の西日本豪雨のように、これまでの想定をはるかに超えるような大雨による大規模な水害が発生しております。

河内町は、町全体が平坦な土地であり、こうした大規模な水害が発生した場合に、町の中で十分に安全と言える避難場所を確保できず、近隣市町村等への広域的な避難を考えなければならないことも想定されます。大規模な災害が発生した場合に、被災した市町村単独では十分な応急措置が実施できない場合があることを考慮して、平成29年1月に、稲敷地方広域市町村圏内市町村による相互応援対策協議会が設置され、稲敷地方広域市町村圏内市町村における災害時相互応援に関する協定が締結されております。

災害時相互応援協定においては、協定市町村が、いずれかの協定市町村において災害が発生した場合に、被災した市町村に対する応急対策及び復旧対策について相互に応援することとなっており、応援の種類としましては、食料、飲料水及び生活必需物資等の提供、応急復旧等に必要な職員の派遣、被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん等の9項目について規定されております。

現在、協定市町村の防災担当課間では、この災害時相互応援協定に基づき、洪水を想定した広域避難計画の作成に向けて、避難先及び避難経路等について検討を継続しております。

今後、町では、こうした検討と並行して、広域避難計画を基本とした町と避難先自治体との間で広域避難についてのより具体的な協議を進め、大規模災害時における広域避難が円滑に行えるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） 設立するまではなかなか難しいと思うんですけれども、こういう災害が起こったときには、河内町は、以前にも申しましたとおり、幹線道路というのはここ1本しかありません。そういった関係で、取り残されるというような可能性もありますので。そしてまた、避難経路の問題ですけれども、そういうことは大変難しいとは思いますが、ことしにあっては、まだ9月半ばでありますから、台風はまだまだ続くと想定されます。そういうことを踏まえた上で、本当に失礼ですけれども、役目と思わないで、自分であるとか、その家族に、そういうものも念頭に計画して行ってほしいとそういうふうに思っております。これは本当に常々そういうふうに感じますけれども、本当にそこをよろしく願いいたします。

2点目の質問に移ります。

関連しております。水災害時、住民へのタイミングで避難等を周知することになるのが明確にしてほしいと思います。危惧されるのは、利根川が第一と考えますが、延長320キロメートルからなるわけで、以前の台風時でも、この地域ではさほどの雨も降らないのに、上流で大雨が降った影響で、二、三日たってから堤防の天端付近まで水がのったということもあります。一部の地域では越水したという情報もありますけれども、それ以前には、河内町でも、過去には越水または決壊もあったと知らされておりますが、この地域では、こういった見えない災害が起こるということになります。水位基準値は、栗橋であるとか取手とかに思いますけれども、どのタイミングで住民に周知するのかお聞かせ願います。加えて、大変難しいとは思いますが、ハザードマップの見直し、また公表についてもお答えください。課長、答弁よろしくをお願いします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

水害発生時における避難勧告等の住民周知につきましては、利根川等の警戒河川の水位について、各観測所の水位情報等を正確に把握するとともに、気象情報や河川巡視等による情報も踏まえ、町の防災行政無線等を通じて住民へ情報提供を行うこととなります。

町から発令される避難情報は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示・緊急の3種類の情報がありますが、特に高齢者等の避難に時間を要する人が速やかに避難行動がとれるように、国や県、稲敷広域消防本部等の関係機関と緊密に連携し、また、報道機関への正確な情報提供等により、住民の逃げおくれゼロを目指し、正しく迅速な広報を行うことに努めてまいります。

続きまして、ハザードマップの見直しについてお答えいたします。

町では、平成22年3月に洪水ハザードマップを作成し、各世帯に配布しておりますが、この洪水ハザードマップは、平成17年に国土交通省関東地方整備局管轄の各河川事務所によって作成された浸水想定区域図を掲載しており、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深等を示しております。洪水ハザードマップにつきましては、平成29年7月に、国による利根川水系利根川洪水浸水想定区域図の指定公表が行われ、同様に指定公表された小貝川流域及び霞ヶ浦の大規模氾濫に係る洪水浸水想定区域図を参考として、今後見直しを行うことを予定しております。洪水ハザードマップの見直しでは、国等による洪水浸水想定区域図を参考とするとともに、防災関係機関等の意見等も取り入れ、課題となっております避難場所、避難所の見直しも含めて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） 私も、災害が起こらないにこしたことはないのですが、こ

れはもう災害は起こると想定しないとイケないと思っております。

それで、災害が起こった後の対策として、本当にみんなが助け合える、以前からも言っていますけれども、防災組織、自主防災組織などを結成したほうがいいのではないかという話なんですけれども、きょうは通告にありませんので、そここのところはまた次回ということになりますけれども、くれぐれも、くれぐれもというよりも、本当に防災に関しては、皆さん力を合わせてやらないと、なかなか進めることはできませんので、本当に考えを一つにして進めていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

3点目、これも水害時の対策としてですが、ご承知のとおり、河内町は海拔三、四メートルと低地でありますから、利根川の決壊、新利根川も含め、越水も心配しなければなりません。その際には、ほとんどの地域が水につかるということになり、恐らく避難するにも、歩行も難しくなるとそういうふうに思えます。避難場所として挙げられている学校などは到底使うこともできずに、とにかく入り口、当然玄関ですけれども、そこから入ることはできないと思えます。見渡す限り水の中ですから、これは体験したものでなければ理解できないと思えます。

私ごとではありますけれども、以前、職務上であったのですが、大雨が降るたびに床下、床上浸水の地域があったものですから、何度も出場参加しております。わかるのは建物と水の境目だけで、毎日のように通っているはずの道なのに、歩くにもどこを歩いていいのかさえわからず、これは本当に恐怖です。そういうことを踏まえた上で、現在、役場東側車庫に保管されている使用不能な船を廃棄して、水深の浅い場所でも走行可能な軽量の船を備えてはどうかと思えますが、いかがでしょうか。いざというときには、消防にも備えもありますけれども、到底それだけでは対応し切れるものではありません。それでまた、消防に頼っていても、新河分署にある船でも、恐らく1艘か、ジェットスキーを借りてきても、二つぐらいということになると思えます。それでも、恐らくこの周辺にたどりつくまでは、到底、よそへ行くことのほうが多いと思えますので、その辺のことを考慮した上で答弁をお願いします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

町では、水難事故等に対応するために救助ボートを1隻所有しておりますが、ご指摘のように、老朽化等により現在は使用していません。このため、水難事故が発生したときの対応は、主に稲敷広域消防本部が所有している救助ボート等により行っております。水害時等の住民救助のために、町が新たな救助ボートを整備することにつきましては、近隣市町村の状況等も踏まえ、町長とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） 余りくどくどは言いたくありませんけれども、とにかく何度も重ねて言わせていただきますけれども、災害が起こっても、被害を最小限、また、ゼロに食い止められる状態をつくっていくことを望んでおります。

町長、一言よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今の篠原議員からご指摘いただいた、この防災については、私も河内町の中で総合防災訓練を始めておりますけれども、予想がつくものと予想がつかないものがある、予想がつかないものほど怖いんです。ですから、今まさに、先ほど自主防災組織の話もありましたけれども、今回の河内町での総合防災訓練においては、区長さんに協力を得なきゃいけないということで、今度のたしか10月なのかな、区長さんに集まっていたときに、想定外のことが今起きているので、自主防災組織も今後考えなきゃいけないということで、そういうことを踏まえて、お集まりいただいたときに私も行って、しっかりと総合防災訓練に参加していただくと同時に、自主防災組織の重要性をそこで再度お話しして協力をいただくということで今、進めております。

それと、利根川の関係ですけれども、昔は、ある程度の家には、田舟が屋根裏というか軒下にあったと思いますけれども、本当に河内町はそういう田舟があるほど水害の多い地区であったということでもありますから、私はそういうことを考えますと、篠原議員がおっしゃるように、稲敷広域も当てにしているとは思いますが、町独自でもそういう使える船というんですか、今町が所有している船は底が深くて非常に使いづらいということもありますから、町でもどこまで対応できるかわかりませんが、この田舟の歴史から考えたら、全然ないというのもまたおかしいかなと、あってもいいんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） 町長からの本当に前向きな答弁ありがとうございます。

それで、通告の中心ではないんですけれども、今、自主防災組織に触れたので、関連していると思うので、前々から私も自主防災組織は必要であるとそういうふうに思って、前から質問させていただいていましたけれども、そんな自主防災組織というような名目は難しいかもわからないですけれども、そういうことでなくて、隣近所同士が手を取り合っ、全員が参加できて、防災意識を高めると、隣近所の人とどこの誰だかわからないというような状態が今は結構ありますので、隣近所の人とは本当に深いつき合いをしながら、定期的に顔を合わせる何かの行事を行っていくということが、これがもう防災意識の高まりのほうに、その礎となっているわけですから、ですから、こういったみんなが参画できるようなそういうものをつくっていったらいいのではないかと、そういうふうに思います。

ですから、本当に町長も前向きなお話がありましたけれども、もう一つ、昔、田舟があったとか、また話違いますけれども、田舟があったとか、そういうふうなことがありますけれども、私、今、頭に描かれるのは、カスリーン台風ぐらいしか今、ちょっと思い浮かばないのですけれども、あの当ても、相当この辺も被害があったようですから、そういったことを踏まえて、家庭には船もあったと思います。ところが、あの船はどこのうちもなかなかおろすのが大変でおりないようです。そういうこともありますので、この河内は、本当に防災意識の低い地域ではないかと、危険な地域なのに防災意識が低いというふうに感じておりますので、その辺のところも考慮しながら皆さんで考えていきたいと、私どもも交えて考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（野澤良治君） 次に、高橋利彰君、登壇願います。

〔2番高橋利彰君登壇〕

○2番（高橋利彰君） 皆さん、こんにちは。私、2番、高橋利彰でございます。

近年、航空機の騒音が大分大きな騒音になってまいりまして、成田空港の発着回数が、昨年よりもことしというように大分増大化しております。そのために、やはり家庭の生活環境、これが非常に今、壊されているような、そういう現状が結構、町民の方からお話が出ております。そのことにつきまして、今回、質問事項としてしたいと思っております。

質問1として、航空機騒音測定器設置の対策についてでございます。

質問第2としまして、航空機の飛行コース離脱地域の環境対策について、質問したいと思っておりますので、町長、また担当課長、よろしく答弁お願いいたします。

それでは、詳細につきましては、自席にて質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野澤良治君） 2番高橋利彰君。

○2番（高橋利彰君） それでは、質問事項に移らせていただきます。

質問1としまして、航空機騒音測定器設置の対策について、A滑走路側、B滑走路の航空機の発着回数が、昨年より、ことしは増大しています。騒音地域B滑走路側隣接地域の上金江津地区町民の方々も、昨年くらいから航空機の騒音がうるさくなったとの声が多く聞かれています。今後、B滑走路側の騒音第1種地域、また、隣接地域、拡大が見込まれるようなので、これは少し注視していきたいと思っております。

私は、昨年的一般質問の中で、B滑走路側航空機の飛行コース第1種地区の騒音直下に、固定式騒音測定器の設置をお願いしましたが、いまだ町より話もなく、ことしに入り発着の回数も多く、騒音の増大で不快に感じております。地区の住民の方々も、不平不満の声は出ますが、あきらめる気持ちがあるようでございます。このようなことを町は成田国際空港が開業してから今まで、騒音地域の町民の声を聞き取り、町民の身になって実情をしっかりと把握して対応してきたか、私は疑問に思います。

町は、年に一、二回の騒音地域町民のアンケート調査をしていただき、騒音地域町民の声をよく把握して、町として役割をしていただきたいと私は思います。

騒音測定器のことですが、私個人で7月上旬に騒音測定器を購入いたしまして、毎日、B滑走路側の航空機数機を野外にて測定しています。N A Aが公表しているよりも数値が少し高いようです。

このことにつきまして、日中晴天で静かな天気であるときの騒音の測定器のデシベルなのですが、航空機の種類によって、また天候と時間によっても騒音の数値は異なります。小型機が71デシベルから74デシベルくらいの数値が出ています。また、中型機、エンジンが4基の航空機に関しましては、75デシベルから78デシベルくらいの数値がありました。

今後、B滑走路が北側へ1,000メートル延長になることにより、大型機の発着、また回数も多くなり、騒音を増大すると、これはN A Aのほうからの説明がありました。騒音地区住民が騒音対策の話し合いができる環境をつくるために、騒音第1種地区の航空機直下に固定式の騒音測定器の設置が不可欠です。設置に対して、町と町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 高橋利彰議員のご質問にお答えいたします。

成田空港の航空機騒音について、固定式の騒音測定局、いわゆる固定局は、騒防法の対策区域の検証、監視を主な目的として、茨城県やN A Aが設置しております、24時間、通年測定を行っております。現在、町には、茨城県が設置している金江津局つつみ会館、田川局田川共同利用施設、成田国際空港株式会社N A Aが設置している下加納局愛宕神社、河内局中央公民館の4カ所があり、各固定局の測定結果については、平成29年2月から広報かわちに毎月速報値として掲載し、お知らせしているところです。

国内における航空機騒音の評価指標は、騒防法の改正により、平成25年4月からは、国際的に主流となっている時間帯補正等価騒音レベルL denとなっておりますが、L denは、1日に発生した全ての騒音について、昼間よりもうるさいと感じられる夕方19時から22時、夜間ゼロ時から7時、22時から24時の騒音に、それぞれプラス5デシベル、プラス10デシベルの重みづけをして、1日の騒音の総量を示した値となっております。

現在まで広報かわちに掲載した町内の各固定局の航空機騒音測定結果速報は、いずれの固定局においても、騒防法第1種区域の基準値であるL den62デシベル以下という結果にはなっております。

なお、N A Aが設置している固定局の現在の騒音レベルや過去の騒音結果等は、同社の環境情報公開ウェブサイト「成田空港環境こみゆにてい」でも確認することができます。

今後、町においては、成田空港のさらなる機能強化に伴い、航空機騒音の影響範囲が広がることが想定されており、町は固定局の設置について、配置の検証や新たな設置等の速やかな対応をN A Aに対して要請してまいります。



なお、N A Aでは、固定局の測定とは別に、短期の騒音測定を行っている聞いており、騒音地区の住民の皆様から強い要望があれば、短期測定の実施に向けて、町はN A Aと協議を行っていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 2番高橋利彰君。

○2番（高橋利彰君） ありがとうございます。

次、それでは、町長のご意見もお聞かせ願いたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） この航空機の騒音のレベルについて、今、諏訪総務課長が話したとおりでありまして、国際基準というのはあって、これについては、我々素人ではなかなかわからないところであります。

ただ、その固定の測定器についての要望は、町からはN A Aには引き続き行っておりますけれども、今後についても、早急に設置するよう要望はしてまいります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 2番高橋利彰君。

○2番（高橋利彰君） ありがとうございます。

それでは、今の騒音測定の結果、これは私が騒音測定器で今現在はかっているんですが、実際にこれ今、つつみ会館のところ等ではかっている騒音のデシベルと同じ数値の出し方とは思いますが、つつみ会館まで私のところから、直下のところから約1.2キロくらいありますので、騒音の測定結果とは、町のほうで出している数値とは、直下の場合、異なると思います。

また、騒音測定器のデシベルの出た数値は、あくまでもL denの数値とは異なるということで、これはわかっておりますが、L denの場合、世界的な基準の航空機の騒音の測定の数値ということで聞かせてもらっています。L denの場合、時間帯によって飛行機が順次、何便か飛ぶわけですが、夕方とか朝とかは結構数が多いわけなのですが、日中は比較的数量が少ない、そういう問題がありまして、渋滞している車が並んでいるような騒音の測定とはまた違うレベルでの騒音測定の数値が出ていると思います。その出し方が、計算方式が、まだ私どもにはその計算方式は教えていただいていませんが、L denの出し方の数値が今後わかれば、自分でも計算できるかなとは思いますが、今後また、そのような町からのN A Aとの話し合い、また、こちらからの要望もひとつよろしく願いいたします。

続きまして、質問2、航空機の飛行コース離脱地域環境対策についてでございます。

ここ数年、航空機飛行コースが、基本コースより離脱して飛行している飛行機があり、特にA滑走路側の航空機が多いようです。田川地区第1種地域より東側の隣接区域、流作地区の上空を飛んでいる航空機が多くなっているとの地区の方々のお話です。そのために騒音もひどく、テレビ、また携帯電話、電波障害があるとのこと。

このようなことから、流作地区より北西方向、片巻地区から、私は何度か観察しましたところ、流作地区中央の上空を航空機が時間によって頻繁にA滑走路に向かっていくのを確認できました。このようなことから、流作地区の町民の生活環境が壊されていると私は感じております。早急に町でも調査をし、地区の環境保全の観点から、N A Aとの協議を持ち、A滑走路側第1種地区の拡大を視野に、町としての具体的な対策の考えはあるか、総務課長にお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

成田空港のさらなる機能強化に伴い、B滑走路が北側に1,000メートル延伸し、河内町においては、騒防法第1種区域の見直し等が行われることとなります。騒防法第1種区域の区域指定につきましては、平成29年6月に、N A Aから国に提示があった予測騒音コンターに基づいて、国が見直し案の作成を行っておりますが、町も区域指定につきましては、地域の生活環境保全や集落の分断がされないこと等の配慮を求めています。

なお、騒防法第1種区域の見直し案については、昨年9月の住民説明会等において、国からの説明もございましたが、今後、区域指定の見直しに必要な手続等を経て国による告示が行われる予定です。

また、N A Aは、成田空港のさらなる機能強化に伴う環境対策の充実については、騒防法第1種区域を対象としたペアガラスの助成等の防音工事の充実や、深夜早朝における運行機材の制限等の対策についての施策を示しております。

次に、周辺対策交付金の充実につきましても示されておりました、国による騒防法の告示後とはなりますが、現在の発着回数30万回を前提とした算定方法から、発着回数50万回を前提とした算定方法に改め、交付総額が現在の約1.5倍、総額で60億円程度になるといふうに聞いておりますけれども、そこまで増額するとともに、交付金の一部を騒音下の市町に対して、地域振興枠として優先配分するとされておりまして、地域振興枠における使途については、これまで対象外とされておりました教育や医療、福祉といった目的にも活用できるというふうに聞いております。

また、夜間飛行制限緩和の先行実施に踏まえ、A滑走路側の騒音下の市町に対して、交付金の中から、A滑走路特別加算金の創設も示されており、河内町はこの交付金の対象となっております。今後も町は、こうした交付金も活用し、航空機騒音対策を行っていくとともに、騒音地域の住民の生活環境保全を最優先の課題として、国及び茨城県、N A A等とさまざまな機会を捉えて協議を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 2番高橋利彰君。

○2番（高橋利彰君） ありがとうございます。

それでは、今後、町としての地域の物事を早くキャッチしまして、早急に対処する体制

づくりが大事なのではと私は思います。今後にもまた期待したいと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（野澤良治君） 以上で一般質問を終了いたします。

---

○議長（野澤良治君） 日程 3、議案第 1 号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び  
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 1 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 1 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 河内町特別職の職員  
の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決  
することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程 4、議案第 2 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条  
例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 2 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 2 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号 財産の交換、譲与、  
無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しまし  
た。

---

○議長（野澤良治君） 日程 5、議案第 3 号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部  
を改正する条例を議題といたします。

議案第 3 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程6、議案第4号 平成30年度河内町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 平成30年度河内町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程7、議案第5号 平成30年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 平成30年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程8、議案第6号 平成30年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成30年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程9、議案第7号 平成30年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 平成30年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程10、議案第8号 平成30年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 平成30年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程11、議案第9号 河内町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第9号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 河内町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

---

午前11時56分開議

○議長（野澤良治君） 再開いたします。

ただいま教育委員会委員の任命について、同意いたしました鈴木亜矢子君にご挨拶をお願いいたします。登壇願います。

〔教育委員会委員鈴木亜矢子君登壇〕

○教育委員会委員（鈴木亜矢子君） ただいまご紹介いただきました鈴木亜矢子と申します。本日は、教育委員を2期目ご承認いただきまして、ありがとうございます。

今年度は、かわち学園が小中一貫校として新たにスタートいたしました。このようなときに教育行政に携わられて、大変うれしく思います。2期目は1期目以上に、河内町の宝である子供たちのために、夢や希望を持てるような教育活動に貢献してまいりたいと思います。どうか皆様のご支援、ご指導をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

---

○議長（野澤良治君） 日程12、認定第1号並びに認定第2号を一括して議題といたします。

この件につきましては、9月6日の本会議において決算審査特別委員会に付託いたしました平成29年度河内町各会計決算の認定でございます。

ここで、委員長より審査の結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長大野佳美君、登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長大野佳美君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（大野佳美君） 決算審査特別委員会審査報告をいたします。

去る9月6日に開会されました平成30年第3回河内町議会定例会におきまして、決算審

査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果をご報告申し上げます。

認定第1号 平成29年度河内町一般会計歳入歳出決算、平成29年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成29年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成29年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成29年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算、平成29年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第2号 平成29年度河内町水道事業会計決算、以上につきまして、9月6日から7日の2日間、委員10名の出席のもと委員会を開催し、各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は、原案のとおり異議なく可決認定すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

平成30年9月13日、決算審査特別委員会委員長大野佳美。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

決算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

認定第1号並びに認定第2号は、質疑、討論を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

認定第1号並びに認定第2号につきましては、決算審査特別委員会の審査結果のとおり認定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号、（1）平成29年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定、（2）平成29年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、（3）平成29年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、（4）平成29年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、（5）平成29年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定、（6）平成29年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、並びに認定第2号 平成29年度河内町水道事業会計決算の認定、以上、認定いたすことに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程13、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月6日、所管の教育厚生常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

星野教育厚生常任委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員長星野初英君登壇〕

○教育厚生常任委員長（星野初英君） 教育厚生常任委員会審査報告をいたします。

去る9月6日に開会されました平成30年第3回河内町議会定例会におきまして、教育厚生常任委員会に付託されました請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たり、紹介議員である小更雅之議員より、今回の請願についてご説明をいただきました。

明日の日本を担う子供たちをはぐくむ学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要で、そのための教職員定数改善は不可欠であり、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためにも、義務教育費国庫負担制度を堅持すべきであるとの意見が出されました。

採決に入り、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員会報告といたします。

平成30年9月13日、教育厚生常任委員会委員長 星野初英。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

以上で、委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

請願第1号について、委員長の報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程14、委員会提出議案第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提出案件の説明については、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思います。が、これにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、提出案件の説明につきましては、省略することに決しました。

委員会提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程15、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

この件について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長から議会の意見を求められております。内容は、既に配付してあります文書のとおりでございます。

お諮りいたします。

本件についての議会の意見は、推薦するに適任であると思いたしと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦についての議会の意見は、推薦するに適任であると決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程16、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の調査事項とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて平成30年第3回河内町議会定例会を閉会といたします。  
ご苦労さまでした。

午後零時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員